

第3章

計画の全体像

計画の基本的事項
第1章

障害者
被害者と被害者
被害者の現状
第2章

第3章

計画の推進体制
第4章

重点施策
第5章

基本施策
第6章

障害福祉計画
第7章

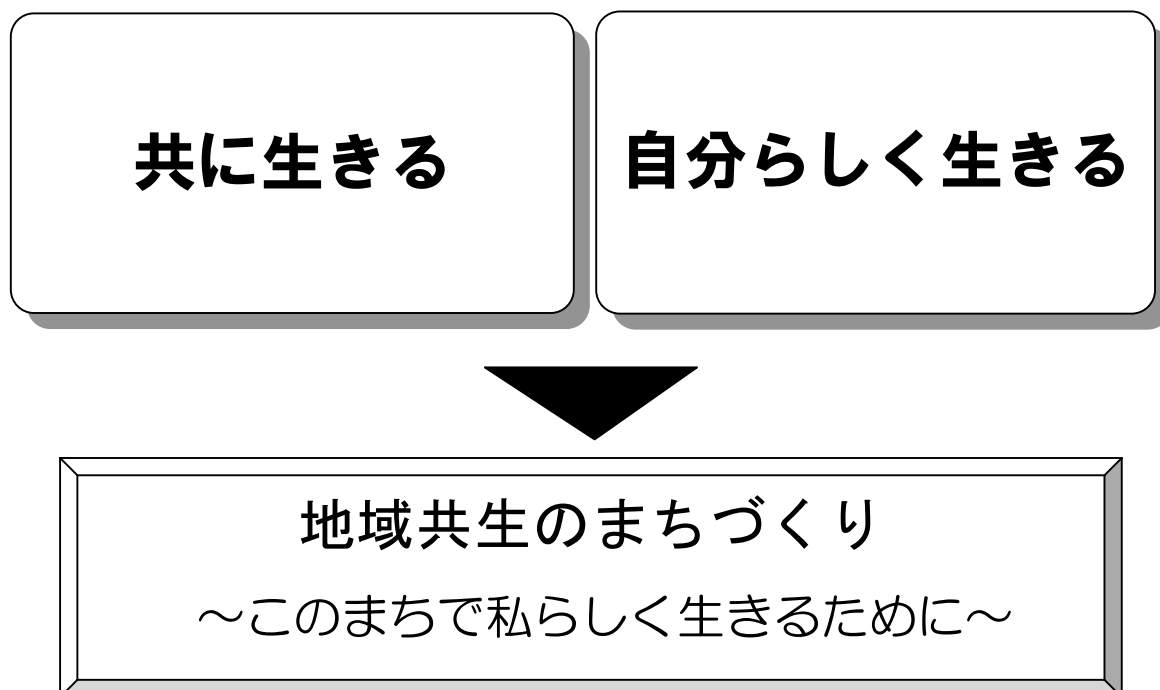
資料編
第8章

1 計画の基本理念

障害者が社会で普通に生活できる条件を整備し、障害のある人もない人も共に生活・活動できる社会の実現をめざす「ノーマライゼーション」の理念と、病気や障害によって失った機能の回復を図るための専門的援助を行い、障害者が持てる能力を最大限に発揮して、社会的に自立し、その人らしく生活することをめざす「リハビリテーション」の理念は、障害者施策の基本となるものです。

また、障害者自立支援法の目的は、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現」です。

これらの理念を本計画の基本とし、東広島市がめざすまちづくりの方向を定めました。



2 基本方針と基本施策

「共に生きる」、「自分らしく生きる」ことができるまちづくりという基本理念のもと、3つの基本方針とそれに基づいた基本施策を定めました。

(1) 基本方針1 共に理解し、ふれあう

地域住民と障害者の相互理解のもとで、多くのふれあいが自然に生まれるまちづくりを進めていくためには、地域住民が障害者や障害に対する理解を深めていくことはもとより、障害者自身も障害の受容や障害の特性を踏まえて、就学・就労や社会参加をすることが大切です。

そのために必要な情報提供や適切な支援を行うため、障害の種別を超えた総合的相談体制を整備し、地域全体で生活を支援するための組織づくりを行います。

基本施策

① 理解と交流の促進

- (1) 啓発・広報の推進
- (2) 交流機会の充実

② 相談機能・情報提供の充実

- (1) 総合相談支援の充実
- (2) 情報提供・コミュニケーション支援の充実

(2) 基本方針2 共に学び、活躍する

生まれてから生涯を閉じるまで、障害者本人のニーズに沿った社会参加の場を得ることができるような支援を行います。

また、本人の持てる能力を最大限発揮できる適切な環境づくりを進めます。

さらに、社会参加活動等がいっそう幅広いものとなるよう、外出の際の移動支援や公共施設の利用支援、※IT機器の活用支援などについて、バリアフリー化の推進に努めます。

基本施策

③ 自立と社会参加の促進

- (1) 保育・教育の充実
- (2) 生涯学習活動の振興
- (3) 就労機会の拡充

④ バリアフリー化の推進

- (1) 移動支援の強化・※ユニバーサルデザインのまちづくり
- (2) ITの活用等情報バリアフリー化の推進

IT : 情報技術。情報通信技術。コンピュータを利用し、情報を通信する技術のこと。

ユニバーサルデザイン : すべての人にとって、使いやすく分かりやすい、安全・快適な、「もの・まち・サービス」をめざす考え方のこと。

(3) 基本方針3 共に支え合い、暮らす

障害福祉サービスの提供基盤と、障害者にとって必要な支援を適切に行うためのマネジメント機能を強化するとともに、地域生活を送る上で必要不可欠な支援である居住支援や権利擁護に対する取り組みを推進します。また、公的支援と地域の諸団体が行う※インフォーマルサービスを適切に組み合わせ、身近な生活課題の解決も含めた、きめ細かいサービス提供体制を確立します。

障害の要因となる疾病の予防や早期発見・療育、障害の治療・軽度化のため、保健と医療等専門機関が連携し、障害者の生活の質の向上を支援します。

基本施策

⑤ 地域生活を目指した福祉施策の充実

- (1) 適切な障害福祉サービス提供体制の確立
- (2) 安心して住める場の確保
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 地域福祉活動の推進
- (5) 安全対策の推進

⑥ 保健・医療体制の充実

- (1) 疾病の予防・障害の早期発見体制の確立
- (2) 早期療育体制の確立
- (3) 医療体制の整備

3 重点施策

本計画では、地域共生のまちづくりに向けて、基本施策の中でも特に力を注ぐ施策を重点施策として位置づけています。平成16年度から行政及び相談支援事業者の主宰で行ってきた定例支援会議においてさまざまな事例を協議し、地域課題として集約した以下の3点を重点施策として取り上げています。

ライフステージ
移行支援

就労・社会参加
支援

住まいの支援と
権利擁護

東広島市の障害者施策を推進し、地域全体の支援力を高めるための中枢機関として、地域自立支援協議会を設置します。

この協議会は行政、サービス事業者、関係機関、障害者、市民等が、地域共生のまちづくりに向けて、共通認識のもとで協働できる体制づくりをめざし、特に重点施策については、施策の企画・立案、成果と課題の検証等を行い、本計画を真に実効性のあるものにします。

インフォーマルサービス | : 近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動。

4 施策の体系

